

【座談会】

これからの LEC 会計大学院の会計教育を考える

～ 会計 4 分野の必修基本科目担当教員による座談会 ～



(後列左から 小山先生 篠宮先生 山本先生 前列左から 斎藤先生 林先生)

財務会計系担当 斎藤淳教授 (公認会計士・税理士)

管理会計系担当 林總教授 (公認会計士・税理士)

監査系担当 篠宮雅明准教授 (公認会計士・税理士)

租税法系担当 小山登教授 (税理士)

(司会) 山本宣明教授 (博士(経営学))

開催日 2013 年 12 月 28 日 (土)

はじめに

LEC 会計大学院は2014年度を以て設立から10年という節目を刻みます。設立以来この10年の歩みは、実に波乱に富んだものだったと思います。元々、会計専門職大学院は公認会計士を念頭に会計専門職業人の養成・高度化を志向して誕生しました。しかしながら、当初の意味での会計専門職大学院の認知度は一般に低い状態となっています。いち早くその現実に直面した本会計大学院は、公認会計士だけでなく税理士までも含む会計専門職業人の養成に裾野を広げ、具体的には税理士試験の税法科目免除となる税法修士論文の指導に2010年度から注力して現在に至っています。2013年度後期の段階で在院生数は140名余りとなっており、1学年の定員60名を超える状況となっています。

本会計大学院がこのような経過を辿ることになった大きな契機は、2009年度に受審した認証評価でした。結果は不適合ということで、幾つか指摘事項が示されました。それらをクリアするため、2010年度からは体制を大幅に刷新し、同時に先述の税法修士論文指導を始めました。指摘事項は現状クリアされており、2014年度に再び受審することになる認証評価では適合となることが期待されています。

前回の認証評価の指摘事項で不適合の要素とはなっていないものの、検討するべきとされたことの1つは、本会計大学院の特長を強化するべきということでした。不適合という状況からの脱却と、この要求に応えるべく、本会計大学院は会計大学院コア・カリキュラムの全面採用に始まり、特長として専門職大学院に求められている「理論と実務の架橋教育」を強く意識したカリキュラム編成に注力しました。それが、現在の本会計大学院のカ

リキュラムです。

「理論と実務の架橋教育」というのは、実に困難かつ魅力的な要請です。ここに専門職大学院の理想があると言っても過言ではありません。本会計大学院の特長を更に強化するには、この理想をどのように具体化するかということを一つの目安として議論することが必要だと思われます。そこで、本日は本会計大学院の会計4分野の必修基本科目を担当する教員が集まり、今後、本会計大学院がどのような会計教育を志向する必要があるのか、教育内容や制度も含め議論しました。

1. 各担当教員の思い



山本 前回の認証評価の際に、LEC 会計大学院の特色を打ち出したカリキュラムにすべきではないかという指摘がありました。それを受けてまず会計大学院協会が出したコアカリキュラムに全面的に準拠して、それに沿ってカリキュラムを大幅に見直した、というのが今の体制のそもそもの始

まりでした。その上で科目や、教え方などの
の特長・特色を探求してきているわけですが、
2014年に認証評価を受けるにあたり、
それをもっと強化するにはどうすればよ
いか、という話ができればと思います。

キーワードとしては、社会人の再教育と
いうのが普遍的な前提としてあり、もう一
つ教え方という点では、理論と実務の架橋
教育というのが、専門職大学院にはおしな
べて求められていますので、この2つをキ
ーワードとしてやっていきたいと思いま
す。そしてこの2つについては、先生方も
かなり実態に即して既に授業をしていた
だいでいると感じています。

まずは、先生方がどういうお考えをも
って授業にあたっておられるか、各領域の授
業内容を含めて先生方の思いを伺いた
いと思います。

<財務会計>

斎藤 広く会計の世界で、多くはまず簿記を
勉強すると思いますが、主に簿記と会計が
その中心となると思います。会計といっ
ても財務会計と管理会計の分野がありま
すし、特に税理士志望者は受験勉強では管
理会計の分野はほとんど接触することが
ないので、そういう点からも本会計大学院
の管理会計の分野は彼らも期待してい
るところだと思います。

財務会計の世界は、大企業ならディス
クロージャー制度という制度に組み込ま
れてくるわけで、制度ということになると、
当然会計情報の信頼性を担保する監査が
出てくる。監査というのは実際は公認会
計士がやりますが、反対に監査を受ける
側として、会社勤務の学生や税理士の
世界でも、監査の知識はあったほうが
いいし、法的な監査ではないにしても
役に立つ面がある

んだろうと思っています。そして、企業
での税金計算には当然租税法分野の知
識が必要で、その背景には企業法の知
識も当然必要だと。特に税理士の方は
あまり企業法を知らないことが多いの
で、そういうことからしても、いろい
ろな分野で専門の教員が講義をして
いるのは意味があることだと感じて
います。



授業に関して申し上げますと、例えば、「儲
けには会計上の当期純利益と税務上の課
税所得があり、当然それは違うものだ」と
いうことがありますが、その程度の内容も
4年制大学ではあまりきちんと教えられ
ていないというのが実態のようです。更
には、例えば、会社はどうやって潰れる
のかと考えた時に、お金がなくなれば潰
れる、そうならば資金収支くらいは知
っておかないといけないと思います。た
だ収支計算の話も同じく4年制大学で
は教育から漏れている世界かなと感
じています。

そのため、私の授業では、その3つの
儲けは全部違うんだという説明から始
めています。3種類の儲けがある、それ
ぞれど

う違うのか、それを理解してもらえると会計と税の違いというのは明確になります。

もちろんこれは別表4の世界であり、他方では税効果会計の世界です。税効果を読み解けないと大企業の決算書は読めません。もう一つ、キャッシュフロー経営が一時流行りましたが、キャッシュフロー計算書を理解するには会計と資金収支の違いがわからないと当然わかりません。その辺の収支計算との違いがわかると、今度は非営利法人の会計も比較的理解しやすくなるでしょう。

非営利会計や公会計をみていくと、改めて「株式会社の会計はこういう特徴があったんだ」となりますね。それを全部含めたところで、だんだん全体像がわかってきて、違いもわかってきて、という流れで結び付けられることを期待して話をしています。

そこで気をつけていただきたいことは、全体的に総合的に判断する、別な言葉でいえば「バランス感覚」を持っていただきたいということです。一連の理解が構築できれば、中小企業の場合でも、「本当はあるべき姿はこうです、すぐにはできなくても将来的には目指しましょう」というような指導もできるかもしれない。

中小企業会計指針というものがありますが、あれを果たしてどういう風に使っていけばいいか、という問題もあります。あの内容をそのまま言葉どおりにとらえたらとんでもないことになってしまう、というところまできちんと理解した上で学生には修了してもらいたいと思っています。

更に言うとなんか本当はあの指針を使って融資をする銀行担当者にもぜひ勉強してほしいですね。指針が要求している減損会計や税効果を理解していないために、むちゃな要求をしているという話が実際実務的

にはありますので。その点からも、資格志望者だけではなく、なるべく大勢の方にぜひ会計大学院に来て、勉強し、理解していただけたらと思っています。

学生に共通の認識として最終的に持ってもらいたいのは、「唯一絶対無二の完全無欠のルールなんてありえない」ということです。それぞれ多少問題はあるし、相互にみていくと結構矛盾もある。それを総合的にどう判断していけばいいのかということ、つまりバランス感覚を養って欲しい。

あとは作る側だけではなくて、読む側としてのリテラシーも高めて欲しいです。今の会計基準に基づいて作られた決算書をどこまできちんと読めるのだろうか、どこまでだまされてしまうのか、どこまで誤解してしまうのか。実は9割以上の方は会計なんてよくわからずに決算書を見ている。

その時に、「今の会計基準はいろいろな改正を経て透明性の高い信頼性のアップした、昔のダメ財務諸表ではないんだ」というようなことを変に喧伝されてしまうと、逆に今の決算書を見てとんでもない誤解をしている人がたくさんいるのではないかと思います。

つまりはどういう点を注意して見ていったらいいのか、ということも少なくともこの会計大学院で学んだ方には十分理解していただき、それをぜひ世の中にも広めていただきたいと願っています。つまりはリテラシーです。そして、リテラシーに当然必要になるであろう知識をまずは身につけていただきたい。

同時に、大学院の授業は資格試験の受験勉強とは違うので、単に知識を詰め込んでもなにも閃きません。応用力をきかせて閃くことのできるリテラシー力を高めていただきたいと思っています。作る側も読む

側もそうやっていかないと、かえって会計が邪魔をすることがあるのかな、というようなことを常々思いながらやっています。

山本 斎藤先生のシラバスを今回改めて読みますと、今先生がおっしゃった内容がまさに反映されているな、と感じました。

特長として、一体的かつ体系的な理解を構築するために、その網羅性と、いわゆるベースとなる考え方を身につけることと、とにかくその上に成り立つ考える力の養成ということをまずは目指されている、ということです。

例えば、財務会計論シラバスの授業目的には「広範かつ体系的な知識を身につけてもらう」ということが明記され、到達目標には「会計を巡る広範な世界を体系的かつ実践的に使いこなせるようになること」と具体的に書かれています。

会計制度Ⅰ・Ⅱという、財務会計論に連なる科目も更に斎藤先生にご担当いただいています。そこでもこの財務会計論につながるかたちで全体を体系的に掴むという意図を感じます。さらに税法とのつながりという面では税法会計、ディスクロージャーという面ではディスクロージャー制度でその考える力というものを養成していく。この科目群全てで斎藤先生が目指されている世界が実現されようとしているのだな、と思いました。

斎藤先生のもとで授業を受けた学生は、そこから関連して租税法や監査や管理会計に思考を向けやすくなっていると思います。カリキュラム全体としても、まず基礎というところを押さえていただいているという気が致します。

では次に管理会計担当林先生お願いします。

<管理会計>

林 税務を入れていわゆる会計4科目ですね。財務会計は企業の外観を鏡に映しだして外部に報告するための会計です。管理会計はマネジメントアカウントですから、企業経営の道具として、企業内部の実態を鏡に映しだすための会計です。監査は、鏡に映しだした会計数値が信頼に足るものだということの保証業務です。



その意味で本来すべての企業は監査を受けなければいけないんです。日本では政策的に監査をうける企業の範囲を狭めていますから、信頼性の低い財務諸表がまかり通っているんです。アメリカでは、ミスユニバースのコンテストやアカデミー賞なども監査が入る。それが本来の保証業務としての在り方だと思うのです。ところが、どうも日本の場合、監査がなかなか浸透していない。もっともっと広げるべきだと思いますね。

次に税ですが、日本の会計はある意味で税務申告のための会計になっていますか

ら、とても重要です。しかし税は会計ではありません。会計と税はわけて考えなくては行けないと思っています。

私は税理士として中小企業のおつきあひもしています。よく思うのは中小企業の社長は税理士を頼りにしている、ということです。彼らの最大の関心事は節税であるの言うまでもありません。しかし、税金以外に、会社経営とか、管理会計とか、システム化の相談も受けます。ところが、税理士は税の専門家であるけれど、経営や管理会計などについては特別な教育を受けたわけではない。

本会計大学院の学生には、大手の会計事務所の番頭さんに近い人がたくさんいます。かれらは社長に自己流の経営指導をする訳です。

経営に関する相談が多いのはなぜかというと、中小企業の多くは赤字会社だからです。私は、その行為は非常に危険だと考えています。税金計算で失敗したら恥をかくか、罰金を払ったりすればいいだけです。でも、的外れのアドバイスで会社が潰れるかもしれない。そうなったら、従業員もその家族も路頭に迷ってしまう。だが、税理士はクライアントを一社失うだけです。

ですから、税務以外のことを軽々に指導しては行けないのです。しかし、そうしたアドバイスを実際にしているな、と感じる学生が毎年数人います。

経営は最終的には経験ですから、税理士や会計士が的確なアドバイスはできるはずがない。ですが、管理会計のアドバイスはできます。そして、管理会計こそは経営者に重大なヒントを与える経営情報です。したがって、税理士であっても、管理会計の勉強をするということは不可欠だと思いますね。とはいえ管理会計もまた経験が

不可欠です。

ドラッカーは「経験していないことは理解できない」と言っています。例えば、著名な学者が書いた管理会計や原価計算のテキストは何度読んでも理解できない、という悩みをよく耳にします。国内外で原価計算システムを何社も導入してきた私でも理解不能な内容ですから、初心者が理解できるはずがありません。

一度でも良いから原価計算システムを設計して導入してみれば、標準原価計算や総合原価計算が原価管理に役立たないことはすぐにわかります。そして、すべての単元が完璧に連動していることも理解できるはずで。つまり、管理会計は経験していないとわからないのです。

そういった意味で、会計大学院の1つのミッションとしては、経験させること、模範的に経験させることだと思のです。例えばある会社を想定して、発言させて、それに対してちょっと意地悪な質問をしたり、ディスカッションしたりして、経験させることはとても重要だと思っています。

税についてももう1つ付け加えますと、例えば節税と言いますが、いくら節税がうまくいっても、潰れたらおしまいです。そういう節税のために、税金のために、会社の存続を危うくするような税理士がたくさんいます。

例えば事業承継とか、借金してアパートを建てるとかして、完璧な節税対策をした。でも、そしたら親が亡くなって、兄弟間で会社の経営権争いが起きたり、税金を払う金がない事がわかったりと、そういうことがたくさんある。大切なことは事業や生活の継続性であって、一時的な節税ではないのです。その点を気づかせるというのが、会計大学院の重要な使命であるというふ

うに考えています。

山本 管理会計は林先生と私で授業を担当していますが、非常に感じているのは、たぶん斎藤先生の授業のやりかたとは対極的だなということです。

それは管理会計の特質からくるものなので、それはそれでいいのでしょうか。それは何かといえば、本質は何かということです。

例えば、伝統的な管理会計でいう利益率と回転率の問題にしても、キャッシュフローの観点でそれを解釈するとどうなるか、という、ある意味本質的かつ先端的な議論を全15回通じてずっとしているような授業内容です。それは林先生が先ほど言われた、気づかせるためのツールとしてはここをおさえておかないといけない、ということをお伝えしようとして、そのようにしているのだと思います。

斎藤先生と林先生にはご自身の専門領域以外の分野も含めてコメントいただきましたので、この流れで篠宮先生と小山先生にもお願いできますか。

<監査>

篠宮 もともとの制度設計として、会計大学院は会計士を目指すという大学院であり、様々な経緯から会計士を目指す方自体がここ数年減ってきたことから、大学院も経営を考えると会計士を目指す方ばかりを集めていられる状況ではありません。

現状、本会計大学院は圧倒的に税理士を目指す学生が多くなっています。ですが、会計大学院そもそもの制度設計としての「会計士短答式試験一部科目免除」という大前提は変わらないため、監査領域での科目履修が必修になっているという現実があります。

林先生の話にもありましたが、現在の実務からいえば監査はとても狭い世界です。会計士も3万人程度しかいないし、上場企業も日本には4000社しかない。会社法で監査を受けるという会社もそれにプラスして5000社程度しかありません。日本の企業数は400万ともいわれていますが、そのうち会計士が監査する会社は1万もあるかなというイメージだと思います。



一方税理士には、もしかしたら誰でも一生のうち1回くらいはお世話になるかもしれないですね。

本会計大学院の現状からすれば、多くの学生は必修要件だから監査科目を履修している、というのが実情だと思うのです。

大半の人は少なくとも入りの際には、税理士になるのには必要ない知識だ、と思っています。その状況からも、まず、監査というものはどういうものか知ってもらう、ということの特にここ数年、意識してやっています。そういう意味では、数少ない会計士志望の方にとっては、レベルの低い授業をやっている、という負い目もあります。

よく税理士さんは「税務監査」と言っていますね。今日監査をやってきたとか、税務監査してきたとか。それは何を指しているのか。最近私も税理士登録しましたので、税理士さんが言う監査とは何か、気になってきています。税理士が使う監査という言葉とそれに付随する実務がどういうことかがわかれば、これからまた授業で違ったこともできるかな、と感じ始めています。

それから、私がいつも一緒に仕事をしている30歳くらいの会計士が最近税理士登録をして、先日はじめて税務調査に立ち会ったそうなんです。私は税務調査について「国税がやるのは監査と同じだ、彼らがまさに監査手続きをしにくる」と彼に言っていたんです。そしたら彼に「初めて税務調査を受けてみて篠宮さんが監査と同じだと言っていたことがやっとわかりました」と言われました。

他方、私も今、コンサルタントとして会社側で内部統制の評価業務をやっている、監査人の内部統制監査の対応をしている。つまり言い換えれば監査を受ける立場の仕事をしています。

私にも内部統制監査の経験がありますから、「私がこう言ったら監査人はこう返してくるだろう」という予測のもとに作業をしています。たぶん相手はやりにくいでしょうね。ただ、そういうことが重要だと思うのです。いわゆる、さじ加減ですね。ですから、「税理士業務にも監査の知識が必要」だと思っています。監査をしろというわけではないですが、手法とか考え方とかを知ることです。

上場企業は数字をできるだけ良くみせたいというのが圧倒的に多いので粉飾をする。どちらかというと利益をよくみせるほうです。なぜかという、やはり世間に

は数字がいいのが良い経営者であるという評価があって、だから良く見せたい。結果、財務諸表を偽る。

これを先ほどの話に敷衍すると、節税するために、法人であれば財務諸表を偽るわけです。費用を多くして、売上を少なくして。ですから、良く見せたいか悪く見せたいかの差だけであって、結局、財務諸表の虚偽表示をやっていること自体は、粉飾決算も脱税もなんら変わることはない。

監査人は虚偽表示を見つけられずに適正という意見を出してしまえば処罰を受けるのと一緒に、税理士の場合は、確かに納税するのは納税者なので脱税で処罰されるのは納税者ではありますが、それによって税理士としての信頼を失うことは十分にありえる。士業である以上、自分のやる仕事に責任をもたなければいけないし、かつ数字を見る仕事である点では究極的な目標は同じだと思うのです。

監査は懐疑心というか、我々は何を一番見なければいけないかという、結局は経営者の誠実性です。それはたぶん納税者に対しても一緒でしょう。税金なんて払いたくないとみんな思っていると思いますが、そうはいっても誠実に法律の範囲内で税を納める。この点で監査と税務というのは本来的に合致するのだろうと思います。

以上のような問題意識を持って講義内容を良くしていこうと考えています。そうは言っても、会計大学院の制度設計上、会計士短答式試験一部科目免除に相当するレベル感の授業をやらなければならない部分もあり、現状ではそこにギャップを感じているので、それをいかに解消するかということが私の課題となっています。

山本 篠宮先生のシラバスを見ると、重要な部分に非常にフォーカスされているなど

感じます。今の本会計大学院の学生の構成から考えて、最初なかなか興味を持たない人たちに最低限これは伝えなければいけない、という観点から構成されています。

その一方で、先生もすでに認識されていて苦労されている部分ではありますが、税理士でも監査の考え方を知るということは非常に重要だという意識を強く感じます。

篠宮 そうですね。税務調査と会計士がやる監査はそんなに変わらないんですよ。目的感が違うだけで、やる手続きや手法はそう変わらない。結局、学生の多くは会計士の監査を知らないの、究極的には授業の中で監査実務をやってみる、ということが重要だと思うんですよ。

監査の実務をやる、というのもなかなか難しいかもしれませんが、相川先生が担当されている監査手続論では最後の2回は監査のシミュレーションをやる、ということになっています。「やってみる、もしくは、やっているところをみせる」というのは大切なのかな、という気がしますね。

山本 その辺は確かに課題ですので、あとのテーマでじっくりお話しさせて下さい。では小山先生、お願いできますでしょうか。

<租税法>

小山 租税法というのは大きく2つのアプローチに分けられます。1つは法的なアプローチです。そしていくら法律といっても法人税法、所得税法については、適正な所得金額を算定できなければ納税額が出てきませんので、2つ目として会計的アプローチがやはり必要ですね。

私自身は大学1・2年の時、会計学、会計理論からまず学習をスタートし、次に租税法、法的なものに触れていき、そして

税理士という資格をとったわけです。

適正な所得金額を目指していくためには、財務会計の知識は当然ながら必要という意識とともに法的アプローチからみることの重要性も感じてきました。ただ私は特に会計分野の学習から入ったものですから、法的アプローチは、法律的に適用要件など様々な法的な手続きを考える時には非常に大事ではあるけれども、やはり国家の財源である適正な所得金額を求めるためには、会計理論いわゆる企業会計の知識がやはりすごく大事だと考えています。



企業は日常、経理処理・会計処理を行いますね。法的アプローチから考えますと、当然民事法、民法、会社法、商法などが前提とされていて、例えば通常の商品売買にしても必ず取引という契約にもとづいて会計処理を行っているわけです。その段階で法人税額が課税要件に適用しているかという大前提がほぼ決まってしまうのです。

したがって、会計的知識を十分に身につけていけば、適正な法人税、所得税の判定

ができるはずですが、更にそこにきちんとした根拠があれば、税務当局に説明できますし、基本的に企業もトラブルを回避できると思うのです。

税務調査の終了時に、是認と言って、企業側の処理が全面的に正しかったということになる可能性は十分にあるし、当然実際に適正に対応しているところは是認の通知をいただいています。やはり7~8割はこの段階で決まると思います。

また、良く租税回避行為と節税行為ということが取り上げられますが、やはりそこには納税者側にも問題があると思うのです。法律の穴をぬけるような処理ですね。それを租税法律主義という観点から、法律に規定がないからそれはやってもいいのだということできぐりぬけようとする傾向が最近多いわけです。

税理士は、当然そこに適切なアドバイスをしていかなければいけない。税理士は納税者、中小企業の相談相手なんですよ。中小企業で弁護士を顧問にしているところはまだまだ少ない訳です。やはり顧問税理士に相談をすることが多い。ですから税理士は意外と大変なんです。当然税務の専門家でありながら、ややもするとちょっとした法律的な問題も身の上相談的なことも、全部トータルでやっていくことが求められます。

中小企業の社長は孤独です。税理士は意外に身近ですから、信頼関係がだんだんできてくれば、本当に身近な相談から何でも話してもらえます。そうなると税理士が、節税についての相談を受けた時に、「それは租税回避にあたります」という啓蒙活動ができるようになってくると思いますし、またしなければならぬと思うんです。

よく学生に言っていることですが、所轄

の税務署の事案であれば所轄の税務署で話し合っ、お互いにソフトランディングで解決するのが理想的だ、ということです。はっきりいえば、全面的に企業の会計処理というものを是認してもら、ということが前提で、そこへ適切に導くのが税理士だと思うんです。

それでもトラブルになることがあるでしょう。所轄の税務署との話し合いで解決できないなら不服審判所、また最終的には司法の手にゆだねなくてはならない。それらはトラブルを解決していく仕組みではあるのですが、大前提として円滑な税務行政というものがあり、その実現をはかっていくには相互理解できる基盤が必要だと思うのです。それにはやはり適切で明確な根拠に基づいた会計処理が必要です。

ここに会計大学院の大事な役目があるのではないかなと思います。税理士というのは、オールマイティな相談相手であり、その基盤は税金のプロとしての職業会計人ということにあると私は考えています。

税理士がオールマイティな相談相手であるということ言えば、例えば社会保険業務は当然できないのですが、それに関連する相談は受けるわけです。

学生によく言うのは、「税務を中心としながら、いろいろと広い分野で総合的に知識を高めていくことが大事だ」と。そういう面でも会計大学院が大きな役割を担っていると思います。学生が修了後に訪ねて来たりしますと、やはりトータルの成長していると感じます。

私は、カンパニーという言葉が好きなんです。仲間、という意味です。ラテン語から派生していて、一緒にテーブルでパンを食べることからきているようです。初めに仲間という意味ができて、同じ目的

をもって集まる、ということでそれから会社という意味になったと思うのです。

会計大学院を機会にして、学生には多くの仲間を作って欲しいですね。同じ税理士という目的を持った方が集まっていますから、税理士になった暁にはお互いに助け合っているいろいろな事案を解決していくこともできます。

私の授業では学生に発表をしてもらっていますが、論文を書くにしても、自ら研究をするということですから、その中でとにかく「調べる」ということがちゃんとできるようになるし、調べる際にも何を調べれば良いかという着眼点が磨かれます。更には、例えば3人で1つの項目を担当する場合一緒に調べますね。その中でコミュニケーションが非常にとれるわけです。そのようにしてできた同じ目標をもった仲間は本当に大切で、一生の友人になる可能性だってありますよ。

山本 なるほど、確かに総合力のある会計人を養成するべきでしょうね。本会計大学院紀要第7号（2010年7月発行）で、税理士として活躍している修了生の座談会を実施していますが、その中でキーワードとしてでたのが、税理士は「町医者」である、ということでした。このキーワードは非常に印象に残っています。

ところで、小山先生の租税法のシラバスは税法の論理的な理解を非常に意識されていると思います。総合力を身につけることや、調べて考えていくことの点で、論理的な思考は必須であるとの記載がありますが、その点につき追加でコメントいただけますでしょうか。

小山 税務の問題は、同じような事案でも若干条件が違うことがほとんどです。その時に論理的な思考が身につけていけば、「これ

が前提となつてこういうケースがある、それならそれに倣って、こうも考えて良いのではないか」という思考ができるようになりますね。それは、やはり研究を通じて身につけてくると思います。

私は日頃から学生に、「とにかく授業にはしっかりと出席しなさい」と言っています。授業というのは、専門の教員がそれぞれ研究したことを直接伝授する貴重な機会です。ノウハウが詰まっているんですよ。それをぜひ学んでほしいです。仕事が本当に忙しい時もあるでしょう。ですが、できる限り授業は休まないこと、休まなければ、その分、専門の教員のノウハウを1つでも多く習得できることにつながるのです。

山本 確かに本会計大学院の大きな特色は、それぞれの専門教員のノウハウを、しかも非常につまっている状態のものを学べるということですね。

小山 各専門教員が理論的な面も扱いながら、実践的に授業を実施しているのは魅力ですね。

2. 養成する人材像と会計大学院の役割

山本 ここまでのところで先生方からいくつかのキーワードが出ました。斎藤先生からは、「芳醇な知識を身につけ、かつバランス感覚を持ち、更にもっと上まで閃きができる会計人を養成する」というお話がありました。林先生からは、「経営というものに対してアドバイスできるための能力を養成する」ということ。篠宮先生からは、「会計士だけでなく税理士や一般企業の方も含めて監査に対する理解を構築する」、そして

て、小山先生からは、「税理士として活躍するためには会計をまず十分に深く知ることが必要で、更にそこから総合力を身につけるといふ点で、様々な分野について深く知るといふことが重要」ということでした。

会計大学院は当初は公認会計士の養成ということが目的で設立されたわけですが、本会計大学院の現状は、どちらかというところ税理士を養成するということに変化しており、どうしてもそこを中心に考えざるをえないと思っています。

かといってそれだけに固執するということでは当然なく、先ほど税理士は町医者、というキーワードがでしたが、それならばどういふ町医者があるべき姿なのか、ということが一つの議論の方向性なのか、と思います。どういふ町医者、もしくは会計職業人を養成することが必要なのか、つまり目指すべき姿ですね、その点につき議論を進展させていきたいと思っています。

斎藤 会計士・税理士、またそれ以外の何らかのプロフェッショナルの方に共通かと思いますが、私は自分を「よろず相談屋」だと思っています。よろず相談屋として相談者に何らかのことを言えるためには、自身がいろいろなことに関わって、いろいろなことを知っておく必要がありますね。

そう思ひ始めたのも、以前監査法人の仕事にかかわっていた時、毎年後輩が入ってくる中で、結構若くして会計士試験には合格したというような人がいますが、当然、資格試験に合格するレベルの知識はあるのですが、いろいろ話をしてみると驚くほど何も知らない。例えばゴルフの話も野球の話も知らないし、それなら他のスポーツが好きなのかと聞いてみても、何もやったことがないし、特に興味もない。好き

な作家は？音楽は？、何の話をしても全くのってこない人がいます。本当に何も知らないんですね。こういう人を現場に放り込んでしまったらきっと仕事になりません。

具体的な仕事はまだ監査法人に入ったばかりですからできないにしても、まずもって世間話はできないし、仮に彼が税理士だったとしたら、よろず相談なんてとてもできません。話題がないし、何を言っても反応しない。これではまずいです。

私は受験勉強に特化できるほど集中力がないし気の多いタイプですが、その分、好奇心は常にあります。明日試験だから本当は勉強しなければいけない中、ついつい余計な本を読んでしまう、ステレオのスイッチを入れてしまう。与えられたことを素直に吸収せずにやたら妙な疑問を次々抱いて拘ってしまう。こんなダメ受験生とは違って、資格試験に合格するという目標のために、一生懸命素直に受験予備校の指導を受けて、それでさっと合格する方もいるのでしょうか。

好奇心があれば会計以外のいろいろなところに気が向くはずですが。更には、人にも興味がないのだとしたら、世間話も聞いてあげられない。「この人は私の話をきちんと聞いてくれた」ということから信頼につながるんだと思います。そういうことは会計大学院で教えるものではないのですが、本学の教員陣は結構気の多い人がいますからね。良い手本か悪い手本かわかりませんが。ひたすら仕事だけに特化、ではつまらないですよ。

山本 幅は重要ですよ。

斎藤 もっと楽しく生きていきましょうよ。

山本 「よろず相談屋」ですね。「町医者」に代わる非常に適切な表現ですね。

篠宮 本会計大学院の学生は社会人が多いの

でそんなには感じませんが、士業を目指している人の中には、「プロフェッショナル＝人に興味がなくてもいい」と勘違いしている人も多いです。

最近の若い会計士から、「監査の現場に出て、会計士がこんなに人と話す仕事だとは思わなかった。パソコンに向かってひたすら情報を入力すれば仕事は終わるものだと思っていた。」という話を聞きました。

コミュニケーション能力はいらない、と書いて士業に足を踏み入れている人が意外と多い。特に会計士や税理士は、弁護士と違って数字を見るのが仕事で人と接する必要ない、帳簿や領収書を提出してもらって、それを見れば仕事が終わると思っている人たちが多くと思います。

山本 大学院教育として考えると、やはりコミュニケーション能力を向上させるということをもっと明示的に意識することが必要かもしれないですね。そう考えると、先ほど林先生がおっしゃった「経験させること」というのが一つのキーワードになってくるのかなと思います。

林 経験の話に行く前に、「よろず相談屋」についてですが。確かに広く浅くすべてのことを知らなければいけないんですけども、前提として、絶対の自信をもった専門性がなければダメだと思うんです。

実はうちのそばに医者があって、看板に内科外科皮膚科と書いてある。専門は何だろうと考えるわけです。うちの家内に言わせると、とても良いと言うんです。例えば子供が怪我をした時に連れていけばちゃんと消毒して縫ってくれる、風邪ひいたとってつれていけばちゃんとみってくれる、「ああ〇〇先生は良い先生だ」と言うんですよ。でも希な病気があった場合に、彼らはそれを見つけることができないわけ

ですよ。

ですから、いろんなことを知らなければいけない。職業会計人である以上、財務会計も管理会計も監査も税務もそれはある程度知っていなければいけないですよ。そして、その中で専門性を持つ。

以前、誰の言葉か忘れてしまったんですが、大塚先生が、「全てのことについて何かを知っていて、何かのことについて全てを知っている (I know something about everything, I know everything about something.)」と、おっしゃっていました。まさにそれにつきると思うんです。士業でも、仕事がないからといって、そんな仕事でも全部引き受けてしまうというのがいますね。それは絶対だめだと思うんです。

斎藤 そもそも16歳で合格してしまう国家資格、というのも本当にヘンですよ。もちろんその16歳の彼は一生懸命がんばって優秀なんでしょうけど。

林 その彼が通っている学校だけでなく、有名一貫校でも大学入試がないから資格試験の勉強をしているところがあるようです。それはやはりまずいと思いますね。

小山 林先生のおっしゃることは痛感しますね。自分の専門外のことも幅広く興味を持つということが大事ですし、中小企業に行ってもいろいろな話がでますから、雑学も必要です。

私の昔の顧問先に、能や狂言に興味のある社長さんいらっしゃいました。たまたま私の高校時代の先生が能と狂言の先生だったので、「まあ一生に一度くらい、能と狂言を見る機会も必要だろう」ということで、高校3年の時に水道橋の宝生能楽堂で講演を見せられたことがあったのです。

その経験のおかげでコミュニケーションがうまくいったということがありました。

役に立つかどうかは別として、幅広く興味をもってとらえていくということがやはり職業会計人にとって大事ではないかと思えます。勉強ばかりやっていたら資格はとれるでしょうが、その後、実際にクライアントとの話では、いきなり税法の条文がどうの、という話にはならないですよ。

周辺のいろいろなことから徐々に信頼関係を構築して、そして具体的な税務の話に行くわけです。税理士といっても、確定申告書を作成するだけの職業ではありませんし、まずもって教養を身につけることが大事ではないかと思えます。

林 残る方向性としては、深掘りですよ。今は深掘りしていない人が多いです。3つくらい質問するとわけがわからなくなってフリーズしちゃう人が多い。これはたぶん、これまで耳学問ですべてやってきたからでしょうね。小山先生が先ほど論理的に考えることを言っていたでしょう。あれは深掘りをやる人はそれができますが、やらない人はできないですよ。

山本 そう考えてくると、会計大学院の役割としては、町医者としての役割を果たすために、教養や知識はある程度幅を持って身につける、それを補完する意味でも仲間を作る、ということが大切ということですね。

もう1つは、絶対の自信のある深い専門分野を作っていくというところに見いだされるのではないかと、ということでしょうか。

小山 林先生が言及されたように、税理士がだんだん増え、税理士法人も多くできていますので、例えば資産税に特化した税理士といった、専門性を持つことの重要性は今後更に増すと思えます。恐らく、税理士でも法人税・所得税の通常のケースと資産税に特化していくケースと二通りに分か

れてくると思われます。

斎藤 相続・資産税に特化した方はかなり昔からいらっしゃいますね。私も以前そのような仕事をしたことがあります。例えば物納手続や、農業委員会関係など特殊なことが多く、かなり大変な思いをしました。そう考えると、その分野に特化するというのは一つの強みではありますね。それから国際税務も特化しないととても怖くて対応できない。風俗営業や特殊な不動産屋、そういう業界も独特の世界ですし、ゼネラリストはちょっと怖いから関わりたがりませんね。但し、特化するということはそれ以外の分野に疎くなるため、いわゆるバランス感覚が失われていく危険性があります。特定分野のスペシャリストも必要ですが、総合的視野を持つ人も必要で、医者の世界と相通ずるところはあると思えます。体調の悪さの原因はどこから来るのか、専門分野の医者をつらいまわしされても原因は正確にはつかめないことがある、人間の体というのはそういうものなのでしょうね。

小山 確かに業種によって特化した先生方もいらっしゃいますよね。飲食店専門にやっているなどですね。それですと飲食店のことについては本当に詳しいわけです。税務調査も完璧にこなせるようになる。建設関係専門ですと工事に詳しい、ですとか。専門に特化して更に業種区分で特化している先生がでてきています。それで良いのではないかと思えます。各分野、しっかりした専門家が育っていけば円滑な税務行政が実現できると思えます。

山本 そういう意味では会計大学院という場所は、深い専門性を探求する素のようなものを提供するということが役割の1つではないかと思えますね。会計大学院で専門性を完成

させるとするのはまず無理なので。

小山 やはり理論を勉強して、実践も勉強する場として会計大学院はすばらしいなと思います。専門分野の先生がそれぞれ授業を行うわけですから。ですから私は授業は休まず出席しなさい、といつも申し上げているんですよ。

山本 ノウハウを奪え、ということですね。

小山 そうです。90分授業の中で必ず1つでも得るものがあるので、とにかくきちんと出席していればそれだけ身につくことがある。出席しなければその分本当に損をすることになると思います。

3. 会計大学院教育の効果と向上策

篠宮 1年次の後半くらいから、だんだん修士論文の作成が厳しくなってきた、授業に出席している場合ではない、という感じになる学生がいますよね。

先ほども申し上げましたが、監査科目は学生にとっては優先順位が低いですから初回授業の出席者数と最終回の出席者数は実際全く違います。その点、難しいなど感じますね。

小山 監査科目は本当に大事なんですよ。税理士志望者でも、税務調査に対峙した時に必ず役に立つのですから。

山本 在院生からも修了生からも良く聞くのは、「それまで細切れの知識だったものが体系的に理解できるようになった」ということです。その点は、社会人の再教育という面では大きなポイントだと思います。日頃勤務している中でも、それぞれの業務は大変詳しいですが、それが全体からみるとどういうポジションにあるのかや、制度全体からみるとどういう役割を担っている

のかなど、そういった理解は会計大学院に来て初めて涵養されるのではと強く感じています。

小山 入学した時点と修了時点では、考え方が全然違うんですね。それを本当に感じます。論文指導を担当していますが、論文作成に取り組むことが意外と税理士試験の合格に結びついているんですよ。シナジー効果があると思います。税理士試験合格発表の時期、学生が「先生、受かりました！」と報告にきます。人によっては2科目同時に合格したりもしています。

山本 それは確かにありますよね。受験予備校の資格試験対策の勉強法ですと、とにかく暗記暗記できていて、それは全体としてどういう考えに基づいているのかというところの解説はないようです。

小山 これまで税理士試験の受験を10年、20年と続けてきた方が、在院中に合格してくるわけですよ。会計大学院で学修していると何かが違うんですね。論理的思考が養成されて、試験委員の設問に対して適確に答えられるようになるのではないかと思っています。

山本 論文を書くというのは、まさに経験させるという点では1つの大きな機会だと思いますが、科目によっては、ほぼ毎回発表形式でディスカッション中心に展開していると思います。斎藤先生の特にディスクロージャー制度では発表ベースで議論していますし、篠宮先生の監査事例研究、林先生の応用管理会計・管理会計事例研究もそうですね。それがまさに経験させる、ということにつながっているのではと感じます。

小山 私の授業では、レジュメ作成の上、学生に発表をしてもらっていますが、基本的には自由に任せています。そうすると一人

一人書き方も発表の仕方も違います。経験を重ねることによってだんだんそれがしっかりしてくるのではと思います。

山本 現在、一人の担当教員による通常の形の授業に加えて、二名以上の担当教員による協働授業もあります。そういう面では、教える側から伝えていく工夫というのはされており、一方では、事例研究や実習形式の授業もかなり充実させてはいるのですが、もっともっと、経験させる、ということが全体としては必要なのではないと感じています。

ただ、時間割枠などの関係もあり、科目を新たに増やすことはままならないため、既存の設置科目の中でどう進化をはかるか、という考えが必要になってくる訳です。そうすると、教え方ですとか、その点で何らかの工夫というようなものが、今後本会計大学院が進化していく鍵となるのでは、とずっと考えています。簡単には答えが出ない、非常に難しい問題だとは思いますが。

篠宮 授業回数は全部で15回ですが、その全部を講義形式でやるのではなく、その中で1、2回はディスカッション形式にするなどを検討する、ということになりますか？現状の延長線上で考える、ということであれば。

山本 そうですね。それは1つの方法だと思います。

<ゼミ制と定員管理>

篠宮 現在、履修人数が多い科目がたくさんありますよね。私が担当する監査論は必修科目ですので、何十人と履修者がいます。その場合、学生に発表してもらおうとしても、満足する発表をしてもらえるかという懸念もあります。

やはり10人程度の授業じゃないと、発表してもらって、その後しっかりとディスカッションするという方法は難しいのではと思います。密度の濃いやりとりをしようと思うと、教員一人で対応できる学生の数はやはり10人程度でしょうか。それを超える多人数の授業となると、どうしても教員側からの一方的な発信というのが基本的な形になるのかなと思います。

山本 先般、研究科委員会でも審議しましたが、2014度から事例研究科目を中心として、現在より定員制をもっと明確に定めたいと思っています。1科目15名を上限で、と考えているのですが。

篠宮 その場合、出席したい学生の全員が出席できないということになりますね。そこが少し気になります。入学志望理由書をみると、コンサルティングのできる税理士になりたい、ですとか、ディスクロージャー制度に詳しくなりたいなど書いてくる人が多いです。そうすると管理会計の科目をぜひ履修したい、ディスクロージャー制度はぜひやりたいという希望者は多いでしょう。

そこで厳格に定員数で縛ってしまい、更に年間1回しか開講がないとなると、2年間で最大2回しかチャンスがない。しかも事例研究だからある程度理解が進んでから履修しようと考えたと、2年次にとろう、ということになる。そして実際とろうとした時に15人定員の縛りがあって、となると、それはそれでジレンマですよ。とはいえ、教員が同じ授業を何回も実施できるかというのも疑問ですが。

山本 一番重視すべきは授業の質なんだと思います。

篠宮 授業を履修したい人なら誰でも良いというわけでもない、ということですね。あ

る程度議論ができるといいますか、教員の求める議論のレベルに対応できるかということ重視すれば、当然教員もやりやすいですね。

山本 例えば IT リテラシーⅡという授業は簡易なシステム実装を目指す授業です。今年度は非常に履修人数が多いのですが、担当教員曰く、「今のままだとともシステム実装まで達成することは無理」ということで、来年度の履修人数は5名でいきたいとおっしゃっています。「やるんだ！」と本当に堅い意思のある人しか履修させたくないという思いです。

林 一昨年の事ですが、応用管理会計で、定員20人程度のところに40人くらい申請があったんですね。それで履修者を半分にわけて、2クラスでやることにしました。そうすると面白いんです。発表の内容も雰囲気も全然違うんです。

篠宮 先生、どういうふうに分けたんですか？

林 履修届出順で機械的に分けました。

小山 それで一つ目のクラスと二つ目のクラスと、全然違ったんですか。

林 そう、盛り上がりから深堀の仕方から全然違うんですよ。

小山 一つのクラスにはリーダーをとれる方がいたのではないですか？

林 そうでしょうね。

小山 例えば、深掘りできる方が早い段階で発表をしたりすると、他の学生も、それを参考にしますよね。模範的な方がいらっしやっただけではないですか。

林 そうですね。それで、もう一クラスの学生達に、別のクラスではこうやったと例を見せるとショックを受けて頑張る。私も、例えば今日の授業は話し方が下手だったかな、こうすればわかりやすく説明できる

かな、などと気づくんです。

斎藤 一応ゼミ形式と明示しているのですが、それを承知で学生は履修してきていますよね。ですが、10人20人の場合と、6～7人の場合では、同じ形式の授業はできないんですね。ディベートをする場合、やはり15人程度ないと、なかなかまにならない。6～7人ですと、例えば3対3ではなかなかディベートにならないので、それなら皆でディスカッションしましょう、となります。

実例を挙げますと、花王がカネボウを買収し、買収した年の花王の連結財務諸表を見ると、売上高はどうなっているか、ほとんど変わっていない。どうしてか？つまりは1月に連結をしたので、みなし取得を期末にしているため損益は取り込んでいないんですね。「そういえば連結でみなし取得日というのがあったな、そうかこういうことか」となります。

規則を読んでも全然頭には入らないけれども、実践で考えると分かる、ということですね。それからもっと極端なところだと、カネボウを買収したのに、その有価証券増えていますか？増えていないですね、どうして？と問いかけた時に「、連結だからあたりまえ、消去してるんでしょう」となる。でも瞬間的には「えっ？」と思いますね。連結の仕訳は多少は勉強したのかもしれないですが、実際、実践で考えると、ああそうかと納得できる。そういうのは人数の多い授業で教員が一方的に話をしているだけではなかなか難しいです。

ただ、そんな多人数の授業でも、教員が疑問を投げかけた後、ちょっと待つことはできます。直接学生とやりとりはできませんが、「こうこうこうですが、でもどうし

てでしょうか？」と、それで少し間をおくのです。その瞬間、少なくとも自分で考えてもらう。それをせずに、「こういうことです」とさっと教員が話をしてしまうと、それで終わってしまいます。そういうのは1つのテクニックなんでしょうね。

篠宮 昨年度の内部統制監査はゼミ形式で実施する予定でした。監査という制度の中でも内部統制監査は後発の制度ですし、履修するのは会計士を目指す学生だけかと思っていたのですが、修了要件の関係で監査領域としての単位が必要なため、結果としてかなり多い履修者数でした。

その時、どうやって選抜するかと相談した際、事務局からは「2年次生を優先的に履修させないと修了要件にかかわってくるので」と言われ、1年次生の会計士志望の学生が履修できなかった、ということがありました。

先ほどの質という話で言いますと、私としては、できれば会計士を目指す学生に内部統制監査のような授業は聞いてほしい、と思っています。にもかかわらず、修了要件の単位取得のために、実際はあまり内部統制には興味のない、なかなか議論することも難しいレベルの学生たちを優先的に履修させて、ゼミ形式で授業をスタートさせたわけです。結果的に、ある程度議論のできる、あるいは発言する学生がどうしても限られてしまうため、途中から授業形式に変更しました。今年度は告知の段階から、内部統制監査は授業形式で実施します、と明記しています。

とにかく、私は監査領域の必修要件が何とかならないかと思っています。税理士志望者であっても、議論してくれる人であれば全く問題ありません。ただ、監査領域で修了要件をクリアするためだけに履修す

る、という現実には困っています。

山本 ゼミ形式の場合の選抜方法については、事務局が方針を出すのではなく、事務局はあくまで履修者と担当教員を仲介する役割として機能するような仕組みが必要ですね。本会計大学院はある意味面倒見が良すぎるところがあります。

＜選抜方式、科目配置、適正人数＞

篠宮 先生方は皆、授業に対して、「こうしたい、こうありたい」という熱い思いは絶対にお持ちだと思うわけです。「こういう学生に聞いてもらいたい」、ゼミ形式の少人数制の授業では特にその意向に沿った学生に履修して欲しい。定員制にするのは、授業の質を高めるためには当然必要ですし、そうなると中身の濃い授業ができるのは間違いないことではあるので、だからこそ、選抜という大げさかもしれないですが、うまく機能する仕組みが欲しいですね。

林 ゼミの選抜の必要性については私も以前から言ってきました。目的は授業の質を高めるためです。例えば、質を高めるどころか、足を引っ張る人がいますね。すごく一生懸命で、知識欲が旺盛な人たちの希望に本当に応えるためには、やはり選抜すべきと思います。できるならば、教員に選抜権を与えてもらって。

篠宮 監査領域は修了要件で5科目の中で3科目は修得しなければならず、必修科目の職業倫理と監査論は以外の残った3科目の中で、1科目は何か履修しなければいけない。

そうなると、履修を考える時の学生は、授業の内容で選ぶというより、もっと現実的な、自分の論文の進捗状況や曜日や他授業との兼ね合いなどを優先して選んでくれるわけですね。そのため、先ほど申し上げ

たように、本当にやる気のある人や、会計士志望者が実際は履修できない、ということになってしまっていたんです。

山本 全体としてみると、理論と実務の架橋教育をより高度化するためには定員管理が重要だと。実践重視で経験させることに比重を置く科目になればなるほど定員管理を徹底していくのが良いでしょう、ということですね。2つ目は選抜方式をしっかり確立させるということも、合わせて取り組んでいかなければならないということですね。

篠宮 定員管理に関しても、人数だけで見て、レベルの足りない学生ばかりになってしまったら結局、質は保てないことになってしまいますね。

山本 3点目は監査領域の科目ですよ。科目の数の問題もあります。

篠宮 とはいえもっと科目を多くすればいいというわけではないとは思いますが。枝葉みたいな細かい内容を取り扱う科目を増やしてもしかたがないと思います。ですから、今の監査領域の科目体系が悪いという訳ではありません。

山本 本会計大学院の学生は圧倒的に税理士志望者が多く、でも税理士にも監査の知識は重要であって、そう意味で科目が絞り込まれているというのは非常に意味があると思っています。

篠宮 例えば、監査手続論だけで1つの科目にしているのも、監査論では手続については深掘りしないというか、時間的にできません。ですから「手続については監査手続論でしっかり学んで下さいね」という思いです。

内部統制の話も、監査論ではやはりあまり深堀はしません。ディスクロージャー制度についても同様です。監査にはどうして

もディスクロージャー制度が関係してきますが、その点も「ディスクロージャー制度で学んで下さい」と。監査論は本当に大切なところだけを話して、他の科目で学べるものはその科目の中でしっかりと学んで欲しい、と思っています。ですから今の体系が悪いという訳ではなくて、どうしても必修科目以外にあと1科目は何か取らなければいけない、という、そこですね。

山本 監査手続論と内部統制監査の配置が重要になってきますね。

篠宮 2013年度は後期に両方配置されています。

山本 後期に集中しているというのも原因かもしれないですよ。前期後期に別けて配置すれば、もしかしたら少し問題は解消するかもしれません。

篠宮 または監査事例研究を2回開講する、ですね。

山本 租税法事例研究だけは税法修士論文のこともあり重要なので、2014年度は前期後期で担当教員別で2回開講することにしました。

斎藤 選抜も、実際は難しいですね。会計士志望の人に優先的に入ってもらいたいのには本音ですが、そういう選抜を本当にしていいのか。

山本 選抜方式はまずは各教員の基準を出していただいた後、選抜するというようになりますか。

斎藤 現実として、例えば30名から5名に絞るなんてことはできるのかな。紛糾しそうですね。

林 以前、会計総合事例研究で50人くらいの時がありました。あれはどうしようもないですよ。でも15人から20人くらいでしたら何とかかなりますよね。

篠宮 15人というと単純にいうと一人1回

の発表なんですよ。そのラインが限度かなという気がします。発表でもディスカッションでも機会均等じゃないですが、単純に1回の割り当てということからすれば15人が限度でしょうか。

山本 そういうこともあり、「定員制の上限を15名に」と考えました。事例研究については一律上限15名、それ以外の科目について先生の希望により定員を設ける場合にも一応上限15名を目安にしたいと思っています。

斎藤 15名でしようね、20名だとちょっと多いよね。

林 5名は少なすぎるよね。

篠宮 学生の学びに対する姿勢という面では、貴重な大学院での学びの機会にできるだけたくさん科目を履修してどんなことでも吸収したい、という意欲の高い人と、その反対のタイプの人と二極化されると思っています。

その中間のような人はあまりなくて、進んでいけばいくほどその点は明確になっていく。毎回授業にきちんと出席している人、授業には全く出てこない人、または出てきても全然聞いてない人もいます。授業をしていて何となく視線が合う人もいれば、決して目立たないけれども結構まじめに取り組んでいる人もいるのかもしれませんが。発言は多いけど全然分かっていない人もいます。その辺が、選抜するといっても難しいですね。

寡黙だから今後、士業として大丈夫か？という人でも授業に対しては真摯に誠実にやられている人もいるわけですし、その点は見分けるのは難しいです。

林 学生が最初の授業を受けて、その後変更申請できるという仕組みがあるでしょう。あれを逆に教える側が、例えば2人落とし

ますよ、と事前に告知しておくというのはどうですか。よく映画でミュージカルの出演者で2人落とすというようなシーンがありますよね。そうすると、みんな一生懸命がんばるわけですよ。そういうのが良いかもしれないですね。

斎藤 修了生の科目等履修はあまりいないんですか？

山本 あまりいません。

斎藤 定員制で人数を絞ってしまうと、在学中に取れなかったので修了後とりたい、という人への門戸はあっても良いとは思いますがね。修了がかかっている人が授業に参加して結局中途半端に出席することでかえって在院生の邪魔になるのは困りますが。

山本 難しいところですね。

斎藤 人数制限するということは、何かしらケアをしないと、それはそれで不満がでるのかもしれませんが。

林 受けたい人からは不満がでるでしょう。まあ安全パイだからとっておこうというような人にとっても不満なんでしょうが。でも一生懸命勉強しようとしている人は良い授業の雰囲気を作ってくれますよね。雰囲気を汚すような人は必要ないです。試用期間を設けて、そういう人は来なくてもいいですよと言う権限があったらいいですよ。

山本 そういう風にしたいですね。試用期間ですね。第2回目までに決まります、みたいなものですね。

林 ただ奥手な人はなかなか授業1回では厳しいでしょうから、いろいろ話をしてね、3回くらいでしょうか。

小山 仮にですね、選抜から漏れてしまった方は他の科目に振替ができますか？

斎藤 その組み合わせが難しいですよ。

林 誰でも参加できるような科目を1つ設けてもらうのが良いんですね。小山先生、そういう科目、設けて下さいよ(笑)

斎藤 科目名は「小山」で(笑)

篠宮 本会計大学院での設置科目は全部で何科目ですか？1科目2単位で修了要件は44単位ですから最低22科目は履修しないとイケないんですね。あとはそれぞれの領域に必修科目のしぼりがある、ということですね。修了に必要な科目数の倍くらいはありますか？

斎藤 授業は平日夜1コマと土日だけで実施しているので、あまり増やしてもかえってとりにくいですね。今くらいが限界ではないでしょうか。

山本 授業によっては年間2回開講しているものもありますが、51科目ありますね。改めてシラバスを拝見して思ったのは斎藤先生の財務会計論は年に2回あったほうが良いような気がいたしました。

斎藤 秋入学生がある程度いれば、実施してもいいですね。

篠宮 今、監査論を年間2回開講していますが、2回にすると意外と春入学・秋入学は関係ない感じで履修されていますね。2013年度後期については春入学生もいますし、まだ入学したばかりという秋入学生もいます。

小山 租税法も現在、前期・後期ともに開講しています。半年前に入った学生と一緒にうけることが相乗効果にもなると思います。

<春入学と秋入学、そしてコース制>

林 履修について言うと、対象別のモデルプランがあっても良いですね。

山本 本会計大学院の場合は会計士志望者と税理士志望者で、春・秋入学用にマトリッ

クスでプランを作っておけばいいでしょうか。

林 それから一般社会人ですね。

山本 曜日に関しては、現在、基本的に土日メインで修了できる方向にしていますので、その方向で、結果的に平日も+αして充実した履修が可能、という形を推進したいと思います。

斎藤 本会計大学院設立初期のころにはパンフレットにモデルプランが入っていたような記憶があります。プランを出した時に懸念されるのは、それを参考にして履修しようとしたのに実際には履修できないじゃないか、ということです。

綿密にやらないと、モデルプランを見る人は、かなりその内容に縛られてしまうと思うので、モデルプランの数を多くするともしかしたら首を締めるかもしれないですね。

林 修了要件を満たすようにプランを出すのではなく、特に履修して欲しい主要科目だけで良いのではないのでしょうか。

篠宮 会計の4領域だけ、とかですね。または基本科目・発展科目までにするとか。

林 例えば管理会計を勉強したい人は、ファイナンスと経営学とマイクロ経済学はぜひ受けて下さいよ、というようなことです。

山本 前回の認証評価の指摘で課題として残っているのはそこなんです。学生のレベルや志向性に合わせたモデルが準備できていないということですね。

林 作ってしまったらどうですか。主要科目だけです。お奨めする科目ということであればその中で選べばいい訳ですよ。

山本 確かにモデルケースは作っておいたほうが良いですね。

林 1つには定員制の授業での履修者の選抜のことがあったでしょう。事前に履修者を

選抜することは、もっとも効率的な勉強をするために必要だ、ということです。

もう1つは、今、本会計大学院は学生の主体が税理士志望者にシフトしていますよね。本会計大学院の設置母体が資格の学校のLECであるということや、それに加えて、ほぼ毎年定員が埋まるくらいの学生数を集めている、ということもあるのでしょうか、要するに、他の普通の大学院とは違う、どうせ受験予備校だろう、という発想なんですよ。

そういうわけで、会計大学院協会で模擬授業を実施したり、自分の知り合いにお願いしてあそこで極めて高度なレクチャーをしてもらったりしています。つまり何を言いたいかというと、そういうふうには本会計大学院は、舵を切ったんですね。舵を切ったからこそ、「実はこういうカリキュラムを用意してまして、会計専門職大学院であっても税の専門家を養成するためには、こういうカリキュラムとなります」ということをきちんと明示すべきだと思う訳です。

租税法修士論文指導については、マイルストーン管理で実施していますと案内しており、それで実際成功を収めているわけですが、それはある意味ブラックボックスなんですよ。国際租税法や企業法などこれだけたくさんの科目を効率良く勉強して、なおかつ修士論文まで作り上げている。そうすると、勉強しない税理士よりはるかにレベルが高くなりますよ。

このようなことをアピールできるような、「我々が推奨する履修プランはこうです」というようなことを外部に向けて用意していく必要があると思うんです。

私は、いろんなことを知っている税理士、つまり国際租税も知っているし、それから

ファイナンスも知っています、M&Aの税務も知っています、そういうような税理士を養成すべきだと思っているんです。税理士試験のマイナー科目だけ合格しましたとか、論文も指導教員におんぶにだっこで書き上げましたというようなレベル感で終わった、どうにもならない税理士を輩出するのは良くないと思うんです。

小山 本学の学生には税理士の二世が多いですね。二世の方は地盤があるわけですが、二世の方をしっかりと育て上げられる会計大学院にしたら良いのではないかとも思いますね。微力ながら社会貢献できるわけです。私たちだって100歳になるまで実務をやっていられるわけではないですから、次のリレーの選手を育てる必要があります。

林 現在の必修科目というのは、これは会計大学院協会のほうで必修と呼んでいるのですか。

山本 会計専門職大学院のそもそもの必修科目です。

篠宮 それを履修しないと会計士短答式試験の免除申請ができない、ということですよ。

林 会計士短答式試験免除を目指すということが基本となったカリキュラムなんですよ。

山本 そうです。会計専門職大学院のそもそもの制度設計です。

斎藤 本会計大学院の税理士志望者にとっては少しきついカリキュラムですね。

篠宮 他の会計大学院では、修士論文を書くことだけを目的としている必須科目の幅が非常に狭いコースもあります。最終的に会計大学院で学習する領域の論文が書ければいいということのようです。

斎藤 それで大丈夫なのですか？

篠宮 その代わり、会計士短答式試験免除申請はできない、ということが前提のようです。

林 それで良いじゃないですか。会計士短答式試験免除に必要な要件のもとに修士論文を書かざるを得ないから、本来、税理士になるためには受けてもらいたい授業がガラガラだったりするんでね。そこを交通整理しないと駄目ですね。

山本 税理士志望者にも幅広い知識を修得してもらおうという点では、今の本会計大学院のカリキュラムは1つ手だと思うのですよね。でもその中で重点の差はあるんだ、ということで、履修モデルを作っておいて、税理士試験の免除も更に会計士試験の免除も狙えますよ、という風にしておかないと、多分学生が集まりにくいのでは。そういう恐れは少しあります。

林 入学志願者や在院生向けはそれでいいと思うんです。ただ文部科学省や会計大学院協会などに対してどう説明するかですよ。

山本 次の中期事業計画の中で、将来的にコース制を導入すること、既存の会計大学院のカリキュラムはそれこそ10名くらいに絞って、残り50名くらいは論文コースにするなど、設定を明確にする必要があるかもしれないですね。

林 今のカリキュラムを活かして、コース分けをし、論文コースを選択した人は会計士試験の免除申請はしない、ということで行けるのではないのでしょうか。

斎藤 話を整理しますと、本会計大学院が、今の1専攻でこのカリキュラムであるなら、会計士の短答式免除申請ができます。その中で税理士志望の方は必須科目を別の構成にして、その場合、短答式の免除申請はできないが税理士試験免除のための論文提出はできる、という2種類の必須科目体系というのはありうるんですか？

山本 ありえます。

斎藤 それなら、それはやったほうがいいと思います。

林 やったほうがいいですよ。それでいい授業をやれば学生は集まりますよ。

斎藤 監査科目も管理会計科目もゼロにする必要はないですね。必修科目は残しておくのがいいと思います。ただ今よりも少し必修要件の負担を減らしてあげればいい。監査科目や管理会計科目を勉強したいという学生は税理士志望者だって必ずいますよ。資格試験の受験科目にはないから、むしろ新鮮なんです。ただ3科目必ず履修なさい、と言われるとつらいということですね。

山本 そうですね。「現行カリキュラムを活かして幅広い知識を持つ税理士を養成するプログラムないしコースを設定する」という方向で、中期事業計画を検討していこうと思います。

これからのLEC会計大学院の更なる進化が楽しみです。本日は、ありがとうございました。

(完)